

豪雨災害対策調査特別委員会中間報告

当委員会は、8月7日開催された臨時議会において設置され、8月11日の第1回以降、参考人招致や、現地調査も重ねながら8回にわたる調査・検討、国・県等に対する要望活動、被災地区住民代表者との意見交換等を行ってきました。

（参考人招致）

参考人として、川内川河川事務所長、鶴田ダム管理所長から説明を受けました。

川内川の整備状況と予算の概要等の質疑に対し、次のように答弁がありました。

川内川の河川整備予算の状況は、平成12年度の約100億円を超える予算をピークに、近年の行財政改革や公共事業の縮



説明等を行う両所長

小・削減により現在は30億円程度の予算になっている。3つの河川改修期成会において、それぞれ要望活動を行なってもらっており、今後もご支援をお願いしたい

河川災害で甚大な被害が発生した場合には、河川激甚災害対策特別緊急事業（以下、「河川激特事業」という。）があり、これの採択に向けて努力

をしている。採択になると5年程度で事業が完成することになる
支流の流量でも違ってくるが、大体1100トンのダム放流で虎居地区の浸水が始まると考えている

川内川の河川整備方針と整備計画の策定については、今回の災害発生を踏まえて早急に策定に取り組みたい。策定に当たっては、公聴会などの方法により地域の方々の意見も聞きながら策定したい

洪水時の防災に特化したダムの操作については、川内川水系全体として最も適切な方法であるのか検討したい

（最重要要望事項）

町独自の最重要要望事項として

激甚災害の指定

河川激特事業の採択

地域の環境や景観に配慮した川内川水系の総合的・抜本的改修

洪水期間中の防災ダムとしての特化

民生の早期安定と防災対策整備に対する支援

鶴田ダムへのアクセス道路の復旧

被災者に対する各支援制度の適用条件の緩和と制度の拡充

災害廃棄物処理事業に対する支援

の8項目のほか、被災商

工業者、被災農業者の支援対策、農地、農業用施設、治山、林道、公共土木施設、学校施設などの各災害に対する災害復旧の早期実施など11項目にわたって、町当局と一緒に、国土交通省、内閣府などの中央省庁、九州地方整備局、鹿児島県、鹿児島県議会、地元選出国會議員、電源開発株式会社南九州電力所等への要望活動を実施しました。

これらの要望後、9月8日に「激甚災害」の指定を受け、10月4日に「河川激特事業」として採択されました。



国土交通省で大臣に河川激特事業等を要望